

# 長野県福祉サービス第三者評価受審に係る数値目標

## 資料 2 - 2

### 1 数値目標設定の経緯

平成 30 年に厚生労働省が「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を一部改正し、都道府県推進組織は、第三者評価事業の受審促進に向けた数値目標の設定及び公表に努めなければならないものとされました。

### 2 長野県における受審件数（平成 30 年度から令和 2 年度まで）

サービスの種類	H30	R1	R2	H30～R2 累計
高齢者	10	7	1	18
障がい者・児	12	14	5	31
保育所	52	43	10	105
社会的養護	7	8	4	19
その他（救護施設等）	1	3	0	4
合 計	82	75	20	177

### 3 数値目標（令和 4 年度から令和 6 年度まで）

3 年間（H30～R2）の受審状況を踏まえ、R4～R6 の各年度毎の目標を設定し、全体として 3 年間（R4～R6）の累計について目標を設定しました。

- 【目標】
- ・ H30～R2 の平均値に対し、年度あたり概ね 5 % 増を目指します。
  - ・ H30～R2 の累計値に対し、R4～R6 の 3 年間で概ね 15% 増を目指します。

< 目標受審件数 >

サービスの種類	H30～	H30～	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R4～R6 累計目標
	R2 累計	R2 平均				
高齢者	18	7	7	8	8	23
障がい者・児	31	10	11	12	13	36
保育所	105	35	37	38	40	115
社会的養護	19	6	6	6	7	19
放課後児童クラブ	—	—	3	3	3	9
その他（救護施設等）	4	1	1	1	1	3
合 計	177	59	65	68	72	205

※社会的養護は、平成 24 年度から受審が義務化されているため、現状維持としました。

※放課後児童クラブは、令和 4 年に評価基準を策定しました。（R4.7.1 施行）